

むつ市議会第254回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

令和4年12月22日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第59号 むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 第2 議案第60号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第61号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第62号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第63号 指定管理者の指定について
(むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第6 議案第64号 指定管理者の指定について
(下北文化会館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第7 議案第65号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第8 議案第66号 指定管理者の指定について
(大畑中央公園の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第70号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第10 議案第71号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第11 議案第72号 令和4年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第12 議員提出議案第2号 朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する意見書

【委員等の選挙】

- 第13 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管営業者	村田	尚
代 監 査 委 員	齊藤	秀人	政 統 括 策 監	吉田	真
総務部長	吉田	和久	総務部 デジタル 行政推 進	藤島	純
企画政策 部長	角本	力	財務部長	松谷	勇
民生部長	杉澤	一徳	福祉部長	中村	智郎
健 つ 推 進 部 長	菅原	典子	子 み ど ら も い 長 s m i l e s k i d e o f f i c e こ こ 長	吉田	由佳子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
建設技術 部長	小笠原	洋一	川内庁舎 所長	木下	尚一郎
大畑庁舎 所長	高杉	俊郎	脇野所 舎所長	小田	晃廣

計者
理者
管會

千代谷 賀士子

理事長
局長
事務局
選舉事務

工藤 淳 一

委員長
委員
查務
監事

伊藤 恭雄

業部長部事
局長
事務局
農委事務經理

成田 司

部長
教育部

伊藤 大治郎

道長部事
水生
下局民理

中村 久

部長
策監
務進
室
総政推市公

石橋 秀治

部長
課
務
総務

一戸 義則

部長
も部て
どい育課
ら育課
子み子支

安宅 章子

部課幹
務
務
総務

徳 学

部長
務
務
総務

菊池 亘

事務局職員出席者

局長
幹
主任
主任
主任
主任
主任
主任

佐藤 孝悦
藤田 誠作
櫻田 周
井田 周

次長
主任
主任
主任
主任
主任
主任
主任

中野 敬三
畑中 佳奈
浜端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、12月9日に開催された議会運営委員会において、全議員で提出することに決定しました朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する意見書については、本日この後、議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、12月13日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、12月14日、市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日議案第71号の審議後に上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第10 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第59号 むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例から、日程第10 議案第71号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算までの10件を一括議題といたします。

委員会付託した議案等についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第59号から議案第64号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第59号 むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてであります。理事者側から、地方公務員法等の一部改正に伴うむつ市職員の定年年齢の段階的引上げ、役職定年制度の導入、60歳に達した職員の給与水準の取扱い、60歳以降の職員の多様な生活設計の支援等について関係条例の整備を行うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、定年年齢が引き上げられ、職員数が確保できることによる新規採用への影響についての質疑があり、理事者側から、新規採用職員の確保に当たっては、将来を見据えた人材の

確保と年齢構成の平準化を図り、適切に職員を配置できるよう、これまで通り計画的に採用していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、定年年齢が引き上げられた後の退職手当の支給時期及び支給基準についての質疑があり、理事者側から、退職手当は定年時に支給となること、また、支給基準については、60歳までのこれまで通りの計算方法により算定した額と、従前の給料月額7割水準となる60歳から定年までの給料月額により算定した額とを合算して支給することとなるとの答弁がありました。

また、別の委員から、定年が引き上げられた職員が60歳での退職を希望した場合の退職手当について及び定年の引上げによる人件費についての質疑があり、理事者側から、定年が引き上げられた職員が60歳で退職するとした場合においても、当分の間は定年退職と同様に退職手当を算定する。また、人件費については、昭和38年度生まれの方が61歳まで定年が引き上げられた場合、概算で9,140万円程度の人件費が上積みになると試算しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、定年引上げによる財政への影響と人事計画との関係についての質疑があり、理事者側から、複雑高度化する行政課題への的確な対応のため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承していくためにも、国家公務員に準じて定年の延長が図られるものである。また、高齢期職員の割合が相対的に高くなるが、組織の活性化等も考慮しながら、定員管理計画に基づいて定期的な採用をしていくとの答弁がありました。

次に、議案第60号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、本年4月1日に遡って

市職員の給料月額を引き上げ、及び勤勉手当の支給割合の引上げ等を実施するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第61号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第62号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、理事者側から、青森県人事委員会が行った職員給与に関する勧告に伴う市職員の給与改定と同様に、特別職職員及び市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ等を実施するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第63号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、むつ市下北自然の家を指定管理者として一般財団法人むつ市教育福祉振興会を指定するためのものであり、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、指定管理料は3年間で2億6,937万6,000円であるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第64号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、下北文化会館の指定管理者として株式会社東京堂を指定するためのものであり、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間である。指定管理者は、同施設の使用許可及び利用料金の徴収、維持管理のほか、本年度設置された青森大学むつキャンパスの運営等に関する協力などの管理業務を行うこととなるが、指定管理者の選定に当たり、公募に対して2団体の応募があったため、応募者によるプレゼンテーション及び指定管理者選定委員による評価を行い、その評価採点等を総合的に判断し、株式会社東京堂が選定されたものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、過去に売上げが多い他の指定管理施設から市に収入の一部を納入させた例があったが、下北文化会館の事業収入についてはどのように考えているのかとの質疑があり、理事者側から、下北文化会館の企画事業収入については指定管理業務の収入としているため、改めて市に納入していただくことはないとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、収支計画では歳入歳出差引額が0円となっており、その内訳では歳入の利用料金と歳出の人件費がほぼ同額となっている。他の指定管理施設では指定管理料に人件費も含まれている例もあるため、他の事業者の参入を促すためにも指定管理料の設定のあり方を研究し、今後の検討課題としていただきたいとの意見がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

一部訂正させていただきます。先ほどの議案第63号の報告の中で、「一般社団法人むつ市教育福祉振興会」と申し上げましたが、正しくは「一般財団法人むつ市教育福祉振興会」でありますので、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第70号及び議案第71号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（13番 白井二郎議員登壇）

○13番（白井二郎） 産業建設常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第70号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、水道料金支援事業の実施により収益的収入において営業収益を1億5,000万円減額し、減収分に係る一般会計からの繰入れにより営業外収益を1億5,000万円増額しているほか、燃油価格の高騰等により、収益的支出では3,611万円を増額している。また、資本的収入及び支出において、建設資材の高騰等により、支出では3,910万円、収入では1億470万円をそれぞれ増額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第71号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、燃油価格の高騰に伴う電気料金の増加等により収益的収入及び支出において、支出では2,259万9,000円、収入では2,112万8,000円をそれぞれ増額しているほか、資本的収入及び支出において、当年度借入分の企業債の償還が発生したことにより支出では984万9,000円を増額し、収入では2,112万8,000円を減額しているとの説明がありました。

これに対し委員から、電気料金の値上がりによる影響額についての質疑があり、理事者側から、令和3年度及び令和4年度のそれぞれ9月までの電気料金を比較すると、令和3年度が1,159万6,581円、令和4年度が1,640万5,744円となっており、全体で41.5%の増額となっているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の

報告を終わります。

次は、議案第65号及び議案第66号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(18番 原田敏匡議員登壇)

○18番(原田敏匡) 民生福祉常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第65号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ運動公園及びむつ市釜臥山スキー場の管理を行う指定管理者に、特定非営利活動法人むつ市体育協会を指定するためのもので、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、現在の指定管理者でもある当該団体の管理運営計画中には、利用者から寄せられた意見、苦情への対応について示されているが、これまでどのようなものがあり、またその対応はどうだったのかとの質疑があり、理事者側から、むつ運動公園内における草刈りや軽微な修繕といったものについては、指定管理者の方で早期に対応いただいているが、大規模な改修工事を伴うようなものについては、当該団体の理事会に諮った上、市の方に今後の整備等の要望をあげる形で対応いただいているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、むつ運動公園野球場内のトイレに係る改修についての質疑があり、理事者

側から、現状では様々直していく所があり、今年度はテニスコートの改修工事を行う等、順番に施設を直していく中で総合的に判断していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第66号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、大畑中央公園の管理を行う指定管理者に、一般財団法人むつ市教育福祉振興会を指定するためのもので、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(大瀧次男) これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました10議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第59号

○議長(大瀧次男) まず、議案第59号 むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第60号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第61号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第61号 むつ市特

別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第62号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第62号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第63号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第63号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第64号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第64号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、下北文化会館の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第65号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第65号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ運動公園の外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第66号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第66号 指定管理

者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大畑中央公園の指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第70号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第70号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第71号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第11 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(大瀧次男) 次は、日程第11 議案第72号 令和4年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) おはようございます。ただいま追加上程されました議案第72号 令和4年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供

したいと存じます。

本案は、2,816万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、424億1,537万9,000円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費に出生・子育て応援事業費を計上しております。

これは、妊娠届出時及び出生届出時に面談を行った妊婦・子育て家庭を対象に、出産育児関連用品の購入、子育て支援サービスの利用等における負担の軽減を図る経済的支援として出生・子育て応援給付金を交付するためのものであります。

次に、歳入についてであります。国・県支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第72号

○議長（大瀧次男） これより議案第72号 令和4年度むつ市一般会計補正予算に対し質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 少子化対策として一歩足を踏み出したのかということで、本当に前向きな議案だと思っています。資料を見ますと、国が3分の2、そしてむつ市と青森県が半分ずつということでの予算だと今知りましたけれども、今計上している予算というのは、いつからいつまでの分が計上されているのでしょうか。補正予算という中途半端な時期に出たものですから、そのことをまず知りたいと思います。今後持続する事業か分かっていたら1つお願いいたします。

2つ目としては、この事業は単なる5万円と5万円、10万円の事業ということだけではなく、相談も含めた事業、伴走型相談支援を行うということをやっているのですけれども、その伴走型相談支援の中身について、決まっていたら説明をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（吉田由佳子） まず、今回の補正予算の対象者についてでございますけれども、令和4年度の対象者は、令和4年4月から令和5年3月末までに生まれた子供を養育する方でありまして、令和3年度中に妊娠届を提出した場合も含めて、妊娠届出時及び出生届出時の支給対象となります。

また、令和4年4月以降に妊娠届を提出した妊婦も、妊娠届出時の支給対象となります。

次に、今後も継続する支援かどうかにつきましては、本事業は国の第2次補正予算において新たに創設された出生子育て応援交付金を活用して実施する事業でありまして、国の第2次補正予算は令和5年9月分までの費用が計上されており、令和5年10月以降の継続的な事業の実施につきましては、国が令和5年度当初予算編成過程において検討するとのことでございます。

市といたしましては、令和5年4月以降の事業の実施に必要な費用につきましては、令和5年度当初予算で対応する予定としております。

次に、伴走型相談支援についてでございますけれども、この事業は経済的支援と一体的に伴走型相談支援を行うこととなっております。伴走型相談支援の内容につきましては、妊娠届出時と出生届出時に保健師等と面談を行っていただきます。また、併せてアンケートを提出していただき、妊娠、出産、子育てに関する不安や悩みを把握して、これを支援していくというものでございます。

○議長（大瀧次男） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第2号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第12 議員提出議案第2号 朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。20番浅利竹二郎議員。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） 議員提出議案第2号 朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

1つ、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という）は、令和4年に入ってから、各種弾道ミサイルの発射をすでに20数回実施している。

また、我が国上空を通過した弾道ミサイルは、これまでに、今年10月4日の青森県上空通過を含め、7回にも及んでいる。

これは、国連の安全保障理事会で決議された、「北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験等の禁止」事項に著しく違反するものであり、国際社会の平和と安定を脅かすと共に、日本の安全保障上ゆるがせにできない暴挙である。

我が国としては、この暴挙に対抗するため、国際社会と連携した外交努力と合わせ、核弾頭搭載の弾道ミサイルの攻撃を視野に入れた、北朝鮮の核の脅威に真摯に向き合う必要がある。

2つ、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本上空に飛来する可能性がある場合には、24時間いつでも全国瞬時警報システム（Jアラート）が作動し、弾道ミサイルに注意が必要な地域に伝達されることになっている。

しかしながら、今年10月4日及び11月3日の警報は、上空通過後に発動されていることや警報地域に誤報等もあり、国民が動揺した。

今後、Jアラートの情報発信に不信感を与える

愚を避けるため、速やかに原因を究明し、国民の信頼回復に努めるべきである。

以上を踏まえ、北朝鮮の脅威を重く受け止めると共に、我が国の防衛上の課題を解消し、国民生活を不安に陥れている事態を打開するため、速やかに国の毅然とした安全保障体制の確立と、適切な外交措置を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、むつ市議会の総意をもって意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

これより議員提出議案第2号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よつ

て、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣及び防衛大臣としたいと思っております。ご了承願います。

◎日程第13 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（大瀧次男） 次は、日程第13 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

まず、むつ市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員に畑中政勝氏、白川光治氏、久慈徹雄氏、尾見賢司氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました畑中政勝氏、白川光治氏、久慈徹雄氏、尾見賢司氏がむつ市選挙管理委員に当選されました。

次に、むつ市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員補充員に、第1位上野昭夫氏、第2位越善彰氏、第3位下山益雄氏、第4位鹿内徹氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1位上野昭夫氏、第2位越善彰氏、第3位下山益雄氏、第4位鹿内徹氏がむつ市選挙管理委員補充員に当選されました。

◎閉会の宣告

○議長(大瀧次男) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第254回定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会